求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止に関する方針

採用活動やインターンシップ等において、トヨタＬ＆Ｆ埼玉株式会社（以下「当社」という。）に関心を寄せてくださる求職者および学生等の尊厳と人格を深く尊重し、安全で公正な環境を確保することは当社の社会的責務です。この理念にもとづき、当社では、求職活動その他職業の選択に資する活動（以下「求職活動等」といいます。）を行う方（以下「求職者等」といいます。）に対するいかなるセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」といいます。）を決して許容せず、これを厳しく排除・防止するための社内体制を構築します。また、当社は、役員および従業員一人ひとりが、求職活動等におけるセクハラの問題について関心と理解を深め、求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、研修・教育その他必要な措置を講じます。経営トップおよびマネジメント層は、自らも求職活動等におけるセクハラの防止に必要な注意を払い、率先して本方針の実現に努めます。

①	求職者等に対する性的な冗談、性的な質問、容姿に関する不適切な発言、食事や交際の執拗な誘い、性的な画像の送信その他相手の尊厳を傷つける言動を含むセクハラをおこなってはならない旨の方針を明確化し、全役員・従業員に周知・啓発します。
②	求職者等セクハラをおこなった者については、社内規程に基づき厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、全役員・従業員に周知・啓発します。
③	求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、全役員・従業員及び求職者等に周知・啓発します。
④	相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知します。本人からだけではなく、求職者等の家族、大学関係者、人材紹介会社等からの相談についても適切に対応します。 相談窓口：管理部　【TEL】048-596-1233
⑤	相談窓口担当者が、適切に対応できるようにします。
⑥	事実関係を迅速かつ正確に確認します。
⑦	速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正におこないます。
⑧	行為者に対する措置を適正におこないます。
⑨	再発防止に向けた措置を講じます。
⑩	相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を全役員・従業員及び求職者等に周知します。
⑪	事実関係の確認等の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、全役員・従業員に周知・啓発します。

2026年10月1日
トヨタＬ＆Ｆ埼玉株式会社